

賛助会員（企業）入会に関して

1. 賛助会員入会資格：学会定款2条にもとづき、保育の研究を通して会員相互の交流と連携を図り、子どもたちの健やかな発達と幸福をめざすという本学会の趣旨に賛同される方（法人、団体）。かつ学会理事会において賛助会員として承認されたもの。入会に際して、承認手続きのために書類等のご提供をいただく場合があります。

なお、事業内容が保育学に直接関わりの見られない場合は入会をお断りすることがあります。

2. 年会費：3万円
3. 会員名簿への記載：賛助会員として、掲載いたします。
4. 賛助会員への特典：

個人会員と同様に

日本保育学会会報【年3回】メール配信

保育学研究【年3号】送付

保育学研究倫理ガイドブック2023【入会時】送付

大会案内・大会プログラム送付

※現在電子化を推進しており、郵送からメール配信に変更になる場合があります。

さらに賛助会員は、以下の特典が認められます。

① 大会プログラム広告掲載について

プログラムにおける広告掲載場所を優先的に選択が可能。

ただし、複数の賛助会員の中では、公正な抽選によって選択順序を決定。

② 大会における書籍販売や機材展示について

大会実行委員会が決めた展示料（総額）より1万円（税別）を減額免除。

ならびに展示会場における展示場所を、大会実行委員会が決めた展示会場の中で優先的に選択が可能。（ただし上記同様、賛助会員の中では抽選により決定）

①②の特典は、当該年度賛助会員会費とあわせて、展示料等を支払っていただいた場合に適用されます。

なお、賛助会員であることを企業紹介、事業広告等に使用することはできません。

ご賛同いただけます場合には、別紙申し込み用紙にご記入の上、会社案内等資料を添えて、一般社団法人日本保育学会事務局までご郵送ください。

2023年5月10日一部改定